

ポイント

- ・貸し渋り対策で、過度に政府介入するな
- ・真の問題は貸し渋りではなく収益の低迷
- ・政府支援の照準、新規参入・産業再生に

櫻川 昌哉 慶応義塾大学教授  
星 岳雄 カリフォルニア大学サンディエゴ校教授

亀井静香金融担当相が「モラトリアム」を提案したのは、2カ月前の大臣就任直後のことだった。法令で国家が民間の契約関係に介入し、金銭債務の返済を一定期間猶予するよすな政策は、金融行政の恣意(しい)性が高まったと解釈され、日本の金融システム全体に対する不信感さえ生み出しかねない。



先月末に閣議決定された中小企業金融円滑化法案では、中小企業など借り手から貸し出し条件変更の申し込みがあった場合、金融機関はそれに

応じるよう「努力」することとされ、返済猶予の強制はなくなった。だがその努力規定に関し、金融機関の真の自主判断に委ねられるのか、それとも金融庁の強い指導が行われるのか明らかではない。

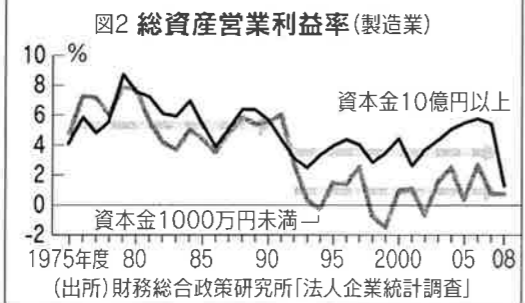
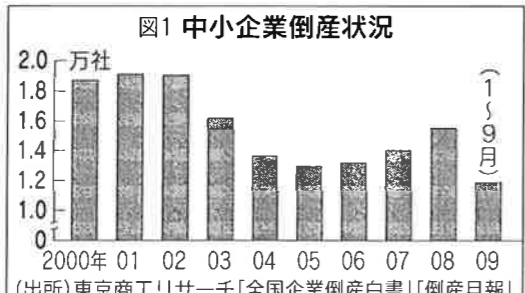
問題多い中小企業金融円滑化法案

新規融資 一段と萎縮も

存の保証制度が、適用を受けていない企業にまで拡大され、貸し倒れリスクを政府が肩代わりすることになり、金融機関のモラルハザード(倫

理の欠如)を強める。

第二に、政府による過剰な信用保証で、信用リスクと金利の関係が不明確になり、民間金融機関のリスク管理能力が低下する点だ。日銀の「金融システムレポート」(2009年9月)は、中小企業の信用リスクに応じた金利を金融機関が設定しにくくなっている要因の一つとして、公的支援の行き過ぎを挙げた。信用リスクを管理し、リスクに見合った貸出金利を設定して安定した収益を確保してこそ、金融機関の健全性を保つことができる。昨年、東京都が追加出資する事態に追い込



本筋は企業収益向上

政府保証の拡大は慎重に

第三に、いわゆる逆選択の問題がある。返済猶予を求めれば、借り手である中小企業の信用力が落ち、追加融資の依頼が難しくなる恐れが強い。それを懸念して、自力で経営を改善できそうな企業はこの制度に頼らないだろう。その結果、再建が難しい企業だけが返済猶予を求めることになり、猶予期間後の返済が見込めなくなる。結局、税金を使って返済見込みのない企業を延命させることになる。

銀行が返済猶予に応じた債権は、通常なら不良債権として引当金を積むが、法案では、貸倒損失を補てんする公的な資金支援や引当金を増やさないですむように金融検査マニュアルの見直しが予定されている。そうした場当たり的な対応は、銀行経営の透明性を低くし、日本の金融システムへの不信感を募らせる。これが第四の問題点である。

第五に、金融庁からの強い指導の下に返済猶予が行われれば、金融機関は新規顧客の開拓に慎重となり、新規融資が萎縮してしまう。つまり、返済猶予の制度が新規融資の

まれた新銀行東京も、そのずさんな信用リスク管理が経営悪化の主因であった。

法案の背景にあるのは、中小・零細向け貸出市場で激しい貸し渋り・貸しはがしが発生しているとの認識である。だが現状のデータは、その認識に強い疑問を投げかける。例えば、2000年から02年は戦後最も企業倒産が多かった時期の一つで、年間1万9000件前後の中小企業が倒産していた。一方、リーマン・ショックのあった昨年ですえ中小企業の倒産件数は1万5000件あまりで、今年4月以降は緩やかな減少傾向にある(図1)。国内銀行の中小企業向け融資残高は近年ほぼ横ばいで、08年半ば以降

政府の介入なしでも自発的に行われている。経済産業研究所の今年2月のアンケート調査によれば、08年9月のリーマン・ショック以降に小規模企業の約9%がメインバンクからの返済延期を受けた。9%という数字が大きいかわりに、いかは意見が分かれようが、企業規模が小さいほどその割合は大きい関係も見られるだけに、中小・零細企業ほど返済猶予を必要とし、金融機関も小規模な借り手との交渉を優先していると考えられる。

はさらに大きくなる。そもそも中小企業再生に必要なのは、貸出市場への政府の介入ではなく、長期的な企業・産業レベルでの再生である。いくつかの方策がある。まず金融機関の健全性を保持する政策が重要である。金融機関が資本不足に陥ると、新規参入のための資金調達ができなくなったり、極端な場合、一般的な貸し渋りにつながり、金融機関の資本が十分なら、長期的に収益力のある企業への貸し渋りや貸しはがしは起こらず、新規企業へも活発な貸し出しが行われるだろう。

債権者間で調整が難しく、再生に向けた貸し出しが困難になっている場合、かつて産業再生機構が果たしたような調整機能が重要になる。ただ現在では、再生ファンドが多数組成され、民事再生法や改正会社更生法など倒産法制の整備も進み、様々な調整機能ができてきている。政府の介入の必要性は乏しい。

もほとんど減少していない。金融庁の「中小企業金融に関するアンケート調査」(今年8月)によると、最近の資金繰り悪化の要因として中小企業が挙げるのは「販売不振・在庫長期化等の営業要因」である。ついで「金融機関の融資態度」だが、建設業・不動産業以外では少数意見にとどまった。多くの中小企業で資金繰りを悪化させているのは事業不振なのである。また貸し出し条件の変更は

回復努力も必要なのである。これは、いわゆる「失われた10年」で、タイエーなどの大企業の再建問題から日本が学んだことではなかったか。中小・零細企業全体としての収益性の改善は、既存企業による事業の再建だけではなく、収益性の高い新規企業の参入によってももたらされる。ところが、日本の開業率は80年代以降、長期的な低下傾向にあり、主要国との国際比較においても極めて低い水準にとどまっている。既存企業への貸し渋り・貸しはがしがそれほど深刻でないとするれば、新規企業に対して金融機関が適切な審査と融資を行っているかどうか、より重要になる。

このように、今回の法案には問題が多い。貸し出し条件の変更は努力規定とされたが、実施に際し金融庁が強く指導することになれば、問題

最後に、デフレ脱却に向けたマクロ経済政策が不可欠である。現在のようなデフレの下では、企業の売上高が減少する一方、債務返済額は名目で決まっているため、企業の収益性が圧迫される。政府と日銀によるより積極的なマクロ経済政策が望まれる。

さくらがわ・まさや 59年生まれ。大阪大博士。専門はマクロ経済学・金融論。ほし・たけお 60年生まれ。東大教養卒、MIT博士。専門は金融・日本経済